

## IV. EU



## IV. EU

### 【ポイント】

- 欧州においては、「マーストリヒト条約」において、ユーロ参加の条件として財政赤字が対 GDP 比で 3%、債務残高が対 GDP 比で 60%を超えないこととする基準（いわゆる「マーストリヒト基準」）が定められ、その後、1997年の「安定成長協定」を中心として、予防的・是正的措置を柱とする財政政策協調のための基本的な枠組みが確立した。
- 2008 年秋に発生した世界的な経済金融危機以降、2011 年の「経済ガバナンス六法」や 2013 年の「財政協定」、「経済ガバナンス二法」において「安定成長協定」の更なる強化がはかられた。

### 1. 経済金融危機以降の経済・財政状況

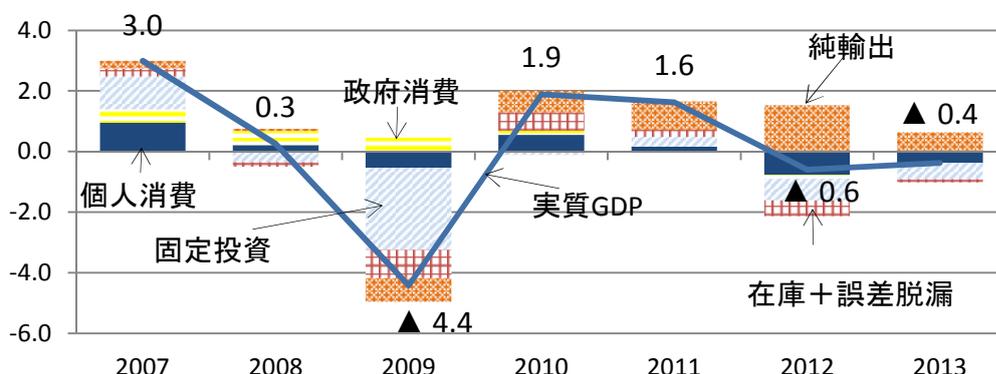
2008 年秋に発生した世界的な経済金融危機（いわゆるリーマン・ショック）の影響を受け、ユーロ圏の実質 GDP 成長率は、2008 年の +0.3%から 2009 年の▲4.4%に落ち込んだ。内訳を見ると、景気の先行きに対する不透明感が広がったことによる民間投資の減少等を背景に、政府消費を除く全ての需要項目がマイナスに寄与している（図 1）。こうした中、景気の落ち込みに対応するため、2008 年 11 月に EU 全体の景気刺激策の枠組みとして「欧州経済回復プラン」<sup>1</sup>が策定され、加盟国予算と EU 予算で対 GDP 比 1.5%（EU 全体）に及ぶ 2,000 億ユーロ規模の財政出動を行うことが決定された。当該プランの内容を踏まえ、各国は独自に景気刺激策を講じることとした。

その後、2009 年にはギリシャに端を発した GIIIPS 諸国の債務危機問題が発生したが、ユーロ圏全体では 2010 年、2011 年とプラス成長が続いた<sup>2</sup>。しかし、2011 年半ば以降、南欧諸国等の財政に対する金融市場の信用不安が再燃したことにより、一部の国における財政再建のための緊縮策の加速や金融機関の資金調達環境の悪化により内需が低迷し、2012 年には再びマイナス成長に転じた。

<sup>1</sup> 同プランの内容については、財政制度等審議会「財政制度分科会海外調査報告書」（平成 21 年 6 月）57～59 頁を参照。

<sup>2</sup> 2009 年 1-3 月期と 2011 年 4-6 月期の実質経済成長率を比較すると、ドイツ、フィンランド、オーストリア等では大きく回復しているのに対し、ギリシャやポルトガル等では回復が遅れている（内閣府「世界経済の潮流 2011 年 II」（平成 23 年 12 月））等、国ごとにばらつきがあった。

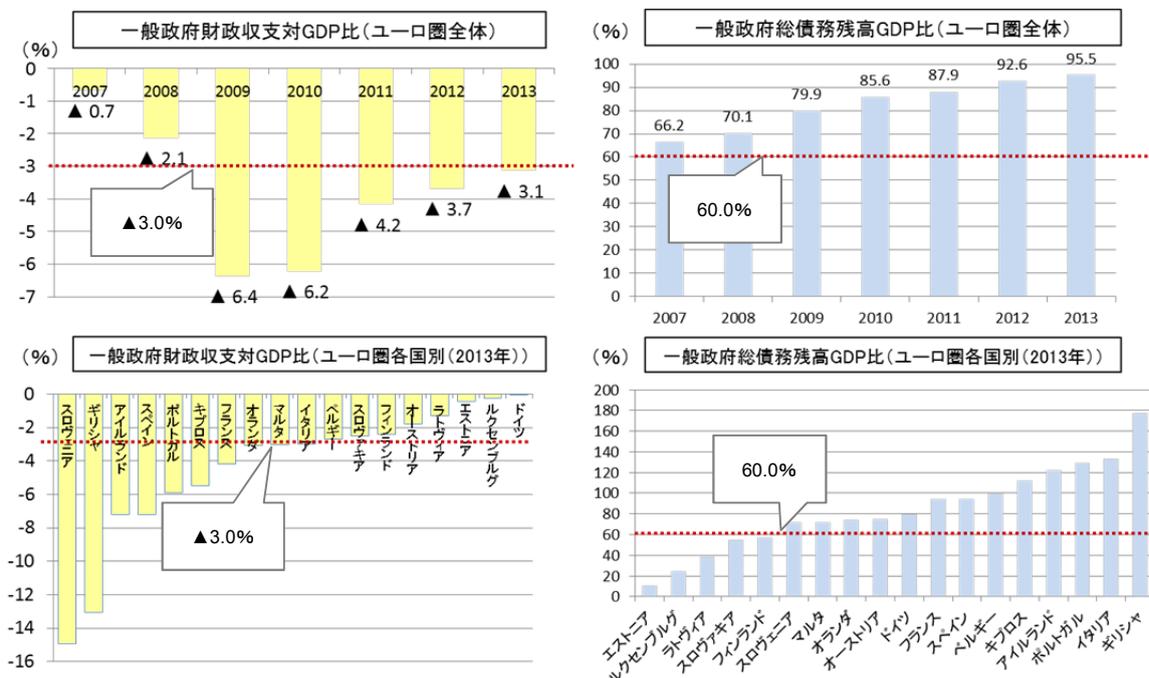
図1 ユーロ圏の実質 GDP 成長率の推移（前期比年率換算）



(出典) Eurostat

2008年の危機を受けた景気後退による税収の落ち込みや景気刺激策のための財政出動によって、ユーロ圏全体の財政収支は2007年の▲0.7%から2009年に▲6.4%に悪化し、債務残高も2007年の66.2%から2009年には79.9%まで増加した(図2)。2010年以降、各国において財政再建に向けた取組みが進められ、足下ではユーロ圏全体の財政収支対GDP比が3%近くまで低下する等、財政状況は改善しつつある。しかし、国ごとの財政状況を見ると、依然としてばらつきがあることがわかる(図2)。

図2 ユーロ圏の財政収支・債務残高対GDP比



(出典) Eurostat

## 2. 欧州における共通財政政策の歩み

### (1) 当初の共通財政政策の枠組み

欧州においては、単一通貨（ユーロ）の下で各加盟国が独自の金融政策を実施できなくなることから、ある国の財政状況が悪化して高インフレや金利上昇等の影響が他国にも及ぶ事態を防ぐため、財政規律遵守のための仕組みを確立する必要が生じた。

1993年に発効した「欧州連合条約（マーストリヒト条約）」においては、ユーロ圏への参加要件として、物価、財政、為替レート、長期金利についての収斂基準（convergence criteria）<sup>3</sup>が定められており、財政については、①財政赤字が対GDP比で3%、②債務残高が対GDP比で60%を超えないこととする基準（いわゆる「マーストリヒト基準」）が示された。

また、同条約において、財政規律遵守のための手続が定められるとともに<sup>4</sup>、1997年にはそれらの諸手続を具体化するため、2つの規則（regulation）<sup>5</sup>と欧州理事会決議から成る「安定成長協定」が定められ、欧州における財政政策協調のための基本的な枠組みが成立した。この枠組みを支える二つの柱が、「予防的措置」と「是正的措置」である。

予防的措置とは、過剰財政赤字の発生を防ぐための措置である。各国は中期財政目標（Medium-Term Objective）を定めることとされており、そこから明らかに乖離した場合、EU経済・財務相理事会（ECOFIN）が加盟国に対して効果的な措置を講ずべき旨を勧告することとされている。当初の「安定成長協定」において、中期財政目標は「財政収支を均衡又はプラスにすること」とされた。

是正的措置とは、加盟国の財政収支又は債務残高の対GDP比が過剰であると判断された場合の一連の手続、すなわち「過剰財政赤字手続」（【参考1、2】）

<sup>3</sup> 物価については、消費者物価上昇率が、消費者物価上昇率の最も低い3か国の平均値を1.5%より多く上回らないこと、為替については、2年間、ERM（為替相場メカニズム）の標準的な変動幅に収まっており、他の加盟国の通貨に対して切下げられていないこと、長期金利については、過去1年間、長期金利が消費者物価上昇率の最も低い3か国の平均値を2%より多く上回らないことが求められている。

<sup>4</sup> 現行の関連規定は、2009年に発効した「欧州連合条約及び欧州連合の運営に関する条約（リスボン条約）」の一部を構成する「欧州の機能に関する条約」に定められている。なお、「リスボン条約」は「ニース条約」（2003年発効）を、「ニース条約」は「アムステルダム条約」（1999年発効）を、「アムステルダム条約」は「マーストリヒト条約」（1993年発効）等をそれぞれ改正したもの。

<sup>5</sup> 規則1466/97及び1467/97。なお、EUにおける政策決定については、①規則（regulation）（全加盟国に直接適用され、各国の国内法よりも優先）、②指令（directive）（各国は指令の内容に沿って国内の法律や行政規則を改正）、③決定（decision）（特定の加盟国や企業、個人等を対象）、勧告・意見（recommendation, opinion）（法的拘束力なし）があり、①から④の順に拘束力が強い。

を実施するための措置である。ただし、マーストリヒト基準に反すれば直ちに過剰財政赤字手続が適用されるわけではなく、当初の「安定成長協定」においては以下の例外規定が置かれた。

- ① 財政赤字対 GDP 比が相当程度また継続的に低下しており参照基準（3%）に近い水準に達した場合、又は参照基準からの乖離が例外的かつ一時的なもので、その比率が参照基準に近い水準にとどまっている場合
- ② 債務残高対 GDP 比が十分に減少しており満足のいくペースで参照基準（60%）に近づいている場合

また、ユーロ加盟国が ECOFIN からの警告に従わない場合、すなわち過剰財政赤字手続の最終段階で、赤字額に応じた無利子預託金を科し、その後も赤字が解消されない場合には最大で対 GDP 比 0.5% までを罰金として没収することとされている。

【参考 1】『欧州の機能に関する条約』（抜粋）

第 126 条

1. 加盟国は過剰な財政赤字を出さないものとする。
2. 欧州委員会（以下「委員会」という。）は、重大な過誤を確認するために、加盟国の財政状況および政府負債の累積額の状況を監視する。特に委員会は、次の 2 つの基準に基づき、財政規律が守られているかどうかを検討する。
  - (a) 計画された、または実際の財政赤字の国民総生産比が基準値を超えているかどうか。さもなければ、
    - その比率が実質的、かつ、継続的に減少し、基準値に近いレベルに達しているかどうか。
    - あるいは、基準値を超える事態が例外的、かつ、一時的であり、比率が基準値に近い状態を維持しているかどうか。
  - (b) 政府負債の国民総生産比が基準値を超えているかどうか。さもなければ、比率が十分に減少しつつあり、基準値に満足のいく進捗度で接近しているかどうか。

基準値は、本条約に付属する過剰赤字手続に関する議定書において特定される。

『過剰財政赤字手続に関する議定書』（抜粋）

第 1 条

本条約の第 126 条パラ 2 において参照される基準値は、

- 計画された、又は、実際の政府の赤字の名目 GDP に対する比率が 3%
- 政府の債務残高の名目 GDP に対する比率が 60%

## 【参考 2】 過剰財政赤字手続の概要

### 過剰財政赤字状態の判定基準

(a) 財政赤字対GDP比が、基準値(3%)を超えるかどうか。 (b) 債務残高対GDP比が、基準値(60%)を超えるかどうか。

【例外】著しくかつ継続的に減少し基準値に近づいている場合  
基準値からの超過が例外的かつ一時的である場合

【例外】十分に減少しつつ、満足な速度で基準値に近づきつつある場合  
⇒【明確化】1年当たり、基準値を超える部分の1/20を削減している場合  
(直近3年の平均)

#### ○中期財政目標から乖離した場合の課金

中期財政目標から明らかに乖離し、財務相理事会からの勧告に従わない場合、対GDP比0.2%の有利子預託金(☆)。

※予防的措置の一部(過剰財政赤字手続ではない)

### 過剰財政赤字手続

#### ○委員会による報告書(126条3項)

欧州委員会は、加盟国が基準を満たさないときは報告書を作成。

#### ○過剰財政赤字の存在の決定(126条5、6項)

欧州委員会からの意見(5項)に基づき、財務相理事会は過剰財政赤字の存在を決定(6項)。

⇒ユーロ加盟国が過剰財政赤字の存在を決定された場合、(☆)の有利子預託金を無利子預託金に転換(☆☆)。

#### ○財務相理事会による勧告(126条7項)

財務相理事会は、欧州委員会からの勧告に基づき、  
・効果的な措置を6か月以内に採り、  
・翌年度までに過剰財政赤字の状況を改善することを内容とした勧告を採択。

#### ○財務相理事会による勧告内容の公表(126条8項)

7項の勧告に対し、6か月以内に効果的な措置を取らない場合、財務相理事会は勧告内容を公表。  
※7項においては勧告は公表されないこととなっているが、運用上、7項の段階で公表されている。

⇒ユーロ加盟国が効果的な措置を採らないとされた場合、財務相理事会は、(☆☆)の無利子預託金を罰金として没収。

#### ○財務相理事会による警告(126条9項)

8項の公表から2か月以内に、引き続き勧告を実行しない場合には、特定の期限内に、財務相理事会が必要と判断する赤字削減措置を採るよう警告。

#### ○財務相理事会による制裁措置(126条11項)

9項の警告に従わない場合は、当該警告から4か月以内に、赤字額に応じた無利子預託金※等の制裁措置。  
※【GDPの0.2%】+【財政赤字基準(3%)からの乖離幅の10%】  
(合計してGDPの0.5%が上限)  
⇒制裁発動の2年後も過剰財政赤字が是正されていない場合、預託金は罰金として没収、他の参加国に配分。

#### ○過剰財政赤字の解消(126条12項)

※図の ( ) 内は欧州の機能に関する条約の条文・条項を示す。

※色つきの部分はユーロ圏のみ対象

- (1) 委員会は、加盟国の財政赤字が過剰であると判断した場合、報告書を作成し、ECOFIN に対して勧告を出す。
- (2) これに基づき、ECOFIN は過剰財政赤字の有無を判定する。過剰財政赤字の存在が決定された場合、ECOFIN は当該加盟国に対して効果的な措置を6か月以内にとり、翌年度<sup>6</sup>までに当該状況を改善することを目的とした勧告を採択する。期限内に当該勧告に沿った効果的な措置がとられない場合、ECOFIN は勧告内容を公表する<sup>7</sup>。ECOFIN の決定から2か月以内に、当該加盟国が引き続き勧告を実行しない場合、特定の期間内に ECOFIN が必要と判断

<sup>6</sup> 是正期限は、特段の事情があれば翌々年度でも可能。

<sup>7</sup> 条約第 121 条 7 項において、当該勧告は公表されないこととされているが、運用上は 7 項の段階で公表されている。

する赤字削減措置をとるよう警告する。加盟国が当該警告に従わない場合には、当該警告から4か月以内に赤字額に応じた無利子預託金を科す。

(3) ECOFIN は、過剰財政赤字が解消されたと見なす範囲で(2)の決定の一部又は全てを解除する。

## (2) 当初の枠組みの運用と課題

1999年の単一通貨導入までには、各国の名目の財政収支は次第に改善し、ユーロ圏の財政赤字対GDP比は、1995年の▲7.3%から1999年には▲1.5%にまで改善した。しかし、ITバブル崩壊による景気減速等の影響を受け、加盟国での財政状況が悪化し、2002年にはドイツ・フランス、2003年にはオランダ・ギリシャ・イタリアが相次いで過剰財政赤字に陥った。

こうした中、「安定成長協定」の運用面での弱さが露呈することとなる。2003年には、ECOFINがドイツ・フランスに対して2004年までに過剰財政赤字の是正を求める勧告を出したものの、両国において勧告に沿った適切な措置がとられなかったとの理由から、委員会はECOFINに対して両国に警告を発するよう求めた。しかし、ECOFINにおいて特定多数決が得られなかったため、過剰財政赤字の是正期限が2005年まで延長され、過剰財政手続が停止されるに至った。

その後、2005年に、経済状況をより良く考慮できるよう、「安定成長協定」の改正が行われた。具体的には、それまでの予防的措置における「財政収支を均衡又はプラスにすること」という中期財政目標が「構造的財政収支<sup>8</sup>を▲1.0%以内にすること」と明確化された。また、目標改善に向けた道筋の目安として「構造的財政収支を1年につき対GDP比で0.5%以上改善させる」との規定が追加され、経済状況に応じた改善幅の変動が許容されることとなった。この「安定成長協定」の改革自体は、同協定の裁量的な運用の余地を広げるものであり、実効性を強化するものではなかった。

## 3. 欧州における共通財政政策の強化

その後、2008年秋に発生した世界的な経済金融危機やギリシャに端を発したGIIIPS諸国の債務危機等を受け、「安定成長協定」を強化する動きが出てきた。

### (1) 経済ガバナンス六法

2011年12月には、「安定成長協定」を予防的・是正的措置の両面から強化す

<sup>8</sup> 財政収支から景気変動によって変動する部分及び一時的要因を除いたもの。

るため「経済ガバナンス六法<sup>9</sup>」が発効した。同法は、一部の規定を除き全 EU 対象加盟 28 か国に対して適用される。

#### ① 予防的措置の強化

##### ○ 歳出のベンチマークの導入

中期的な財政の持続可能性を評価するための指標として、中期財政目標に加え、歳出のベンチマークが導入された。中期財政目標を達成している国については、追加的な歳入措置を除いた歳出の伸び率が中期的な潜在成長率に基づく歳入の伸び率と等しくなる<sup>10</sup>ことをベンチマークとし、もしそれを超えて歳出が伸びる場合には追加的な歳入措置がとられる必要があるとした。この基準を守っている限り、当該加盟国の構造的財政収支は、中期財政目標の水準にとどまるか、それに向けて収斂していくことになる。

##### ○ 「明らかな乖離」の基準の明確化

当初の「安定成長協定」においては、中期財政目標から明らかに乖離した場合、ECOFIN が加盟国に対して効果的な措置を講ずべき旨を勧告することとしていたが、この「明らかな乖離」について、以下の2つの基準を定めた。

- (i) 構造的財政収支の変化を評価する際に、乖離幅が1年間につき対 GDP 比で 0.5%か、あるいは2年連続で0.25%か
- (ii) 追加的な歳入措置を除いた歳出の伸びを評価する際に、その乖離幅が政府の財政収支に1年間で（あるいは2年間累積で見ても）対 GDP 比0.5%の影響を及ぼしているか

また、明らかな乖離が見られた場合には対 GDP 比0.2%の有利子預託金を科すこととしている<sup>11</sup>。当該措置については、欧州理事会で特定多数決<sup>12</sup>による反対がない限り適用されることとされた。

#### ② 是正的措置の強化

##### ○ 過剰財政赤字手続の開始要件の厳格化

当初の「安定成長協定」においては、債務残高について「その比率が十分に

<sup>9</sup> 同法は5つの規則（規則 1173/11, 1174/11, 1175/11, 1176/11, 1177/11）と1つの指令（指令 2011/85）から構成される。

<sup>10</sup> 中期財政目標を達成していない国については、追加的な歳入措置を除いた歳出の伸び率が中期的な潜在成長率に基づく歳入の伸び率を下回る。

<sup>11</sup> ユーロ圏のみに適用される措置。

<sup>12</sup> 現行では加盟国の過半数、EU の加盟国人口の 62%が意思決定に必要。「リスボン条約」の発効に伴い、2014 年 11 月以降は加盟国数の 55%、EU 加盟国人口の 65%に変更となることが規定されている。

減少しており満足のいくペースで参照基準に近づいている場合」には過剰財政赤字手続が適用されないこととしていた。この適用除外要件には裁量的解釈の余地があったため、「毎年、債務残高の60%を超える部分の1/20以上を削減している場合」という条件を追加して裁量的解釈の余地を限定した<sup>13</sup>。

#### ○制裁措置の強化

当初の「安定成長協定」においてはユーロ加盟国がECOFINからの警告に従わない場合、過剰財政赤字手続の最終段階にならなければ制裁が科されない仕組みになっていたが、過剰財政赤字手続の開始以降早期に、かつ段階的に制裁措置を科すこととした。

- ・ 過剰財政赤字手続の最初の段階、すなわち過剰財政赤字の存在が議決された場合に対 GDP 比 0.2%の無利子預託金を科す<sup>14</sup>。
- ・ 過剰財政赤字是正のために効果的な行動がとられなかったと委員会が勧告し、当該勧告がECOFINで決定された場合には対 GDP 比で 0.2%の制裁金を科す<sup>15</sup>。
- ・ これらの制裁措置については、欧州理事会において特定多数決による反対がない限り適用されることとされた<sup>16</sup>。

#### (2) 財政協定

2013年1月には政府間条約である「財政協定<sup>17</sup>」が発効した。「財政協定」は、ユーロ加盟国18か国と、イギリス・チェコを除くその他のEU加盟国8か国に対して適用され、各国の財政政策の協調を推進しつつ、予防的・是正的措置をさらに強化するものである。

#### ①予防的措置の強化

まず、予防的措置に関する主な変更として、各国が中期財政目標を、「各国憲法、その他拘束力があり永続的な性格を有する法」に規定することを求めた。財政協定における中期財政目標は「財政収支を均衡又はプラスにすること、又は構造的財政収支対 GDP 比を▲0.5%以内にする」と「経済ガバナンス六法」よりも一歩踏み込んだものになっている。また、各国の中期財政目標の遵守状

<sup>13</sup> 当該規定は、2013年6月に初めてマルタに対して適用された。同ケースにおいては、債務残高についての例外は認められず、過剰財政赤字の存在が認定された。

<sup>14</sup> ユーロ圏のみに適用される措置。仮に予防的措置における0.2%の有利子預託金を既に納めている場合には、当該預託金が無利子預託金に転換される。

<sup>15</sup> ユーロ圏のみに適用される措置。仮に是正的措置における無利子預託金を既に納めている場合には、当該預託金が制裁金に転換される。

<sup>16</sup> ただし、制裁措置についてはこれまで一度も科されたことがない。

<sup>17</sup> 経済通貨同盟(EMU)における「安定、協調、統治に関する条約(TSCG)」の一部を構成

況を監視する機関について各国憲法等に規定することとしている<sup>18</sup>。

## ②是正的措置の強化

過剰財政赤字手続における意思決定方法が改正された。当初の「安定成長協定」においては、特定多数決による議決によって過剰財政赤字手続における勧告・警告・制裁が発動されることとされていたが、「財政協定」においては特定多数決による反対がない限りこれらの措置が発動されることとされた<sup>19</sup>。

表 1 「安定成長協定」の変遷のまとめ：予防的措置

	対象国	目標	目標達成のための手段	制裁措置等
当初	EU 加盟国（制裁措置はユーロ加盟国のみ）	各国ごとの中期財政目標（以下 MTO）：財政収支を均衡又はプラス	—	MTO から明らかに乖離した場合、ECOFIN が加盟国に対して効果的な措置を講ずべき旨を勧告
2005 年改訂	同上	MTO：（ユーロ加盟国について）構造的財政収支を▲1.0%以内	構造的財政収支を1年につき対 GDP 比で 0.5%以上改善	同上
経済ガバナンス六法（2011）	同上	同上 MTO を達成している（いない）国については追加的な歳入措置を除いた歳出の伸び率が中期的な潜在成長率と等しくなる（を下回る）	同上	同上 MTO からの「明らかな乖離」について2つの基準を定め、乖離した場合ユーロ圏加盟国には対 GDP 比 0.2%の預託金を科す
財政協定（2013）	ユーロ加盟国＋協定参加国 <sup>20</sup>	財政収支が均衡若しくは黒字又は構造的財政収支が▲0.5%以内。 各国憲法等において上記の規定を導入。	各国の MTO の遵守状況を独立した機関が監視するとともに、MTO からの深刻な逸脱が見られた場合には是正措置を自動的に発動させる仕組みを構築。 各国憲法等において上記の規定を導入。	

<sup>18</sup> これに基づき、例えばフランスにおいては 2012 年に財政高等評議会、イタリアにおいては 2014 年に議会予算局が設置された。また、ドイツにおいては 1963 年に設置された五賢人委員会が当該監視を担う機関に相当するとされている。

<sup>19</sup> 既に「経済ガバナンス六法」においては、過剰財政赤字手続における制裁措置が特定多数決による反対がない限り適用されることとされていたため、財政協定はこれを補強する形となっている。

<sup>20</sup> イギリス・チェコは協定不参加。また、ベルギーは 2014 年 5 月現在未批准。

表2 「安定成長協定」の変遷のまとめ：是正的措置

	対象国	手続開始要件	手続開始要件の適用除外事由	制裁措置等
当初	EU加盟国（制裁措置はユーロ加盟国のみ）	財政収支対GDP比▲3.0%以下 債務残高対GDP比60%以上	財政収支基準の超過が、例外的かつ一時的である場合。 債務残高が十分に減少しつつ満足のいく速度で基準値に近づきつつある場合。	ユーロ加盟国が警告に従わない場合、赤字額に応じた無利子預託金を科す。 その後も赤字が解消されない場合は罰金として没収（最大GDPの0.5%）。
2005年改訂	同上	同上 <sup>21</sup>	同上	同上
経済ガバナンス六法（2011）	同上	同上	同上 債務残高の例外基準について、毎年、60%を超える部分の1/20以上を直近3年平均で見ても削減していること	同上 ユーロ加盟国が過剰財政赤字の存在を認定された場合に無利子預託金を科す
財政協定（2013）	ユーロ加盟国＋協定参加国 <sup>22</sup>	同上	同上	—

### （3）経済ガバナンス二法

2013年5月には各国の財政政策の相互監視を強化することにより「安定成長協定」を強化するため「経済ガバナンス二法<sup>23</sup>」が発効した。同法はユーロ加盟18か国に対してのみ適用される。

#### ①欧州における財政政策の監視サイクルの強化

欧州においては、2011年より「欧州セメスター」というプロセス（【参考3】）を設けていたところ、更なる経済財政政策の協調を図るべく、加盟国が委員会に対して次年度の予算案を提出し、委員会がそれに対して意見を述べるというプロセスを新たに追加した（図3）<sup>24</sup>。仮に予算案において「安定成長協定」が定める義務に対する重大な違反が見られる場合には、委員会は加盟国に対し新たな予算案を3週間以内に提出するよう求めることができる。

#### 【参考3】 欧州セメスター

- 2011年に導入されたプロセスで、経済政策を協調させ、加盟国の経済パフォーマンスを持続的に収斂させていたため、加盟国間での政策の相互監視を行うことを目的としている。

<sup>21</sup> 財政収支基準の判断に当たり、財政赤字が基準値に近い場合に限っては、研究開発費用、欧州統一にかかる費用等は除外する旨を追加。

<sup>22</sup> イギリス・チェコは協定不参加。また、ベルギーは2014年5月現在未批准。

<sup>23</sup> 同法は2つの規則（規則472/13、473/13）から成る。

<sup>24</sup> 新たに追加された当該プロセスは、2013年より実施。

- 「欧州セメスター」においては、まず年末頃にかけて委員会が成長と雇用のための優先戦略を示す「年次成長概観」を出し、これに基づき3月に欧州理事会が各国の政策についてのガイドラインを示す。
- これに基づき、各国で自国の予算・財政計画である「安定化プログラム」、成長を促進するための「国家改革プログラム」を委員会に提出する。
- その後、委員会が各国のプログラムを評価し、閣僚理事会・欧州理事会での承認を経た上で6月に各国に提示する。

### ②加盟国の予算制度

「経済ガバナンス二法」においては、財政政策の説明責任を強化するため、加盟国の予算制度についての規定を置いている。具体的には、各国共通の予算スケジュール（10月15日までに加盟国が予算を委員会に提出し、委員会は遅くとも11月30日までに意見を提出、加盟国は12月31日までに予算を採択する）を導入することとしている（図3）。

図3 欧州セメスターと経済ガバナンス二法

※「経済ガバナンス二法」の導入により、欧州セメスターに網掛け部分のプロセスが新たに追加された。

	欧州委員会	各閣僚理事会	欧州理事会	加盟国
1月	年次成長概観を発表			
2月		年次成長概観について議論		
3月			EU・加盟国への政策のガイドラインについて承認	
4月				国家改革プログラム、安定化プログラムを欧州委員会に提出
5月	国家改革プログラム、安定化/収斂プログラムを評価			
6月	両プログラムの評価に基づき、勧告を採択	欧州委員会の勧告について議論、採択	欧州委員会の勧告について議論、承認	
7月～				勧告を踏まえて予算案を作成
10月				予算案を欧州委員会に提出（～10/15）
11月	予算案に対する見解を公表（～11/30）			
12月				予算案を採択（～12/31）

### ③危機に陥った国の監視

「経済ガバナンス二法」は、金融システムの安定について深刻な困難に直面していたり、金融支援を受けていたりする国について、監視を強化するとともに、金融支援を受けた国について支援プログラムが終了した後の監視の仕組みを確立することとしている。

【参考4】過剰財政赤字手続の状況（2014年6月現在）

2014年に入ってから、以下の17か国が過剰財政赤字手続中であったところ、2014年6月2日にユーロ圏ではオーストリア、ベルギー、オランダ、スロバキアについて、非ユーロ圏ではデンマーク、チェコについて過剰財政赤字手続の終了が決定した。

国名	ECOFINによる過剰財政赤字決定	是正期限	備考
ユーロ圏加盟国			
マルタ	2013/6	2014	
キプロス	2010/7	2016	2013年5月、是正期限を2012年から2016年に延長。
オーストリア	2009/12	2013	2014年6月、過剰財政赤字手続が終了
ベルギー	2009/12	2013	2014年6月、過剰財政赤字手続が終了
オランダ	2009/12	2014	2014年6月、過剰財政赤字手続が終了
ポルトガル	2009/12	2015	2012年9月、是正期限を2013年から2014年に延長したが、2013年5月、期限を更に2016年に延長。
スロベニア	2009/12	2015	2013年6月、是正期限を2013年から2015年に延長。
スロバキア	2009/12	2013	2014年6月、過剰財政赤字手続が終了
フランス	2009/4	2015	2013年6月、是正期限を2013年から2015年に延長。
アイルランド	2009/4	2015	2010年12月、是正期限を2013年から2015年に延長。
ギリシャ	2009/4	2016	2012年12月、是正期限を2014年から2016年に延長。
スペイン	2009/4	2016	2012年7月、是正期限を2012年から2014年に延長したが、2013年5月、期限を更に2016年に延長。
ユーロ圏加盟国以外			
クロアチア	2014/1	2016	
デンマーク	2010/7	2013	2014年6月、過剰財政赤字手続が終了
チェコ	2009/12	2013	2014年6月、過剰財政赤字手続が終了
ポーランド	2009/7	2015	2013年6月、是正期限を2012年から2014年に延長したが、2013年12月、期限を更に2015年に延長。
英国	2008/7	2014	2009年12月、是正期限を2009年度から2014年度に延長。

（出典）欧州委員会

<参考文献>

- 欧州委員会 (European Commission) ホームページ  
[http://ec.europa.eu/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/index_en.htm)
- 外務省ホームページ  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keyword.html>
- 財政制度等審議会「財政制度分科会海外調査報告書」(平成 21 年 6 月)
- 白井さゆり「欧州激震」(日本経済新聞出版社、平成 22 年 9 月)
- 内閣府「2006 年上半期 世界経済の潮流」(平成 18 年 6 月)
- 内閣府「2009 年上半期 世界経済の潮流」(平成 21 年 6 月)
- 内閣府「2012 年上半期 世界経済の潮流」(平成 24 年 6 月)
- 内閣府「2013 年下半期 世界経済の潮流」(平成 25 年 12 月)
- 藤井良広「EU の知識」(日本経済新聞出版社、平成 25 年 10 月)
- European Commission, "European Economy: Vade mecum on the Stability and Growth Pact", *Occasional Papers 151* (平成 25 年 5 月)
- European Commission, "Report on Public finances in EMU", *European Economy 4* (平成 25 年 7 月)
- Morris, R., Ongena, H. and Schuknecht, L. "The Reform and Implementation of the Stability and Growth Pact", *ECB Occasional Paper Series No.47* (平成 18 年 6 月)